

事務連絡  
平成21年6月17日

各厚生労働大臣認可水道事業者 担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

### 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、給水装置工事事業者の指定制度等については、厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」（平成20年3月21日付 健水発第0321001号）により、現行制度において改善を要する課題とその解決の方向を示し、所要の措置を講じるようお願いしたところです。

当該通知においては、給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際に問題が生じた事例が報告されていることから、需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供について、厚生労働省健康局水道課において、その参考例について検討を進めることとしていました。

今般、厚生労働省委託調査「平成20年度給水装置関係技術実態調査業務」（社団法人日本水道協会受託）において、関係機関へのヒアリング調査により全国的な実態把握を行うとともに、対策の参考例や解決方策を「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」として取りまとめ、厚生労働省のウェブページに掲載しましたので、お知らせします。

水道事業者においては、近年、給水装置工事に関するトラブルや悪質商法等の被害が増加していることを踏まえ、「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」を参考として、需要者が知っておくべき給水装置に関する情報を整理し、水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第5号に基づき、需要者が容易に情報を入手できるようホームページ、リーフレット等を活用し、積極的に情報提供されるようお願いいたします。また、悪質商法等の被害に関しては、消費者保護の観点から、消費生活センター等の機関との連携や情報共有を図るようお願いいたします。

（参考）「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」掲載ページ

URL: <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210615-1.html>

#### 【問合せ先】

厚生労働省健康局水道課給水装置係  
電話03-5253-1111（内線4033）